

1998年3月に、薬剤師の国家試験を受験。

合格したものの、薬剤師法の「目が見えない者、

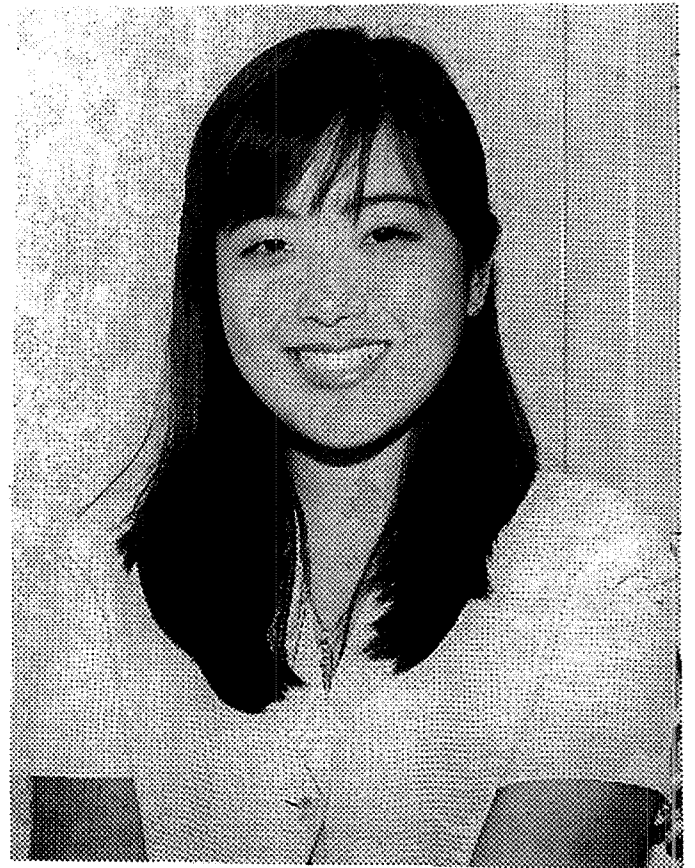
耳が聞こえない者または口がきけない者には免許を与えない」という欠格事項により、未だに厚生省から免許を交付されない。

薬剤師法以外にも医師法、歯科衛生士法、道路交通法など、欠格条項が規定されている法律はたくさんあり、後藤さんの国家試験合格を機に、

法律を改正しようという運動が高まっている。

「物心ついた時から聞こえていなかった」という後藤さん。子供の頃から理科系の勉強が好きで、薬剤師をしていた母親の影響もあって、この資格を取りたいと決めていた。大学受験の際に、

聴覚に障害があっても国家試験の受験はできることを厚生省に確認。「免



差別法撤廃にひと役

後藤 久美さん

「まず、病院に入って、聴覚障害者が安心して診察を受けられる環境を作りたい。その後、自分の薬局を持てたらいいな」彼女の肩には、大勢の聴覚障害者の夢実現がかかっている。

障害者の「チャレンジング精神」がぶささないで!

許してもらえないことはわかっていたが、受験できるならやってみようと思

った」と、必死に勉強し、見事、国家試験にパスした。免許交付については、「厚生省側も法律の改正を待っているという感触」という。

国家試験合格の実力を認められて製薬会社に就職。新薬の研究・開発に関する仕事に就いている

が、「障害が業務に差しつかえると感じることはない」と話す。差別法撤廃の機運の中で、体談の講演を頼まれることが多くなった。千葉県出身ということもあり、県内の聴覚障害者の団体の勉強会などに多く参加している。

「自分の免許のためでなく、ほかの差別法の撤廃につながると思って

いる。何よりも、次世代の子供たちに夢を与えたいから」と力を込める。

「障害を持っていると、そんなことは無理」と、チャレンジする前に周囲の人たちにつぶされてしまうことが多い。子供たちの夢を壊さないでほしい」と訴える。「実際に社会に出ている私たちが頑張ることで、聞こえなくてもできるという

★ごとう くみ 24歳。筑波大付属ろう学校幼稚部を経て、柏市内の小・中学校へ通い、私立高校から明治薬科大学薬学部薬剤学科へ。1998年、同大卒業後薬剤師国家試験を受験し、合格。現在、製薬会社に勤務。東京都在住。



権を著しく侵害し、被害者に多大な苦痛と苦難を与えたことを反省し謝罪

聴覚障害の女性に薬剤師免許

聴覚障害を理由に薬剤師免許を取ることができ

なかった早瀬久美さん(三六)東京都在住が十七日、坂口力厚生労働相から免許の交付を受けた。「耳が聞こえない者には免許を与えない」と

「欠格条項」の

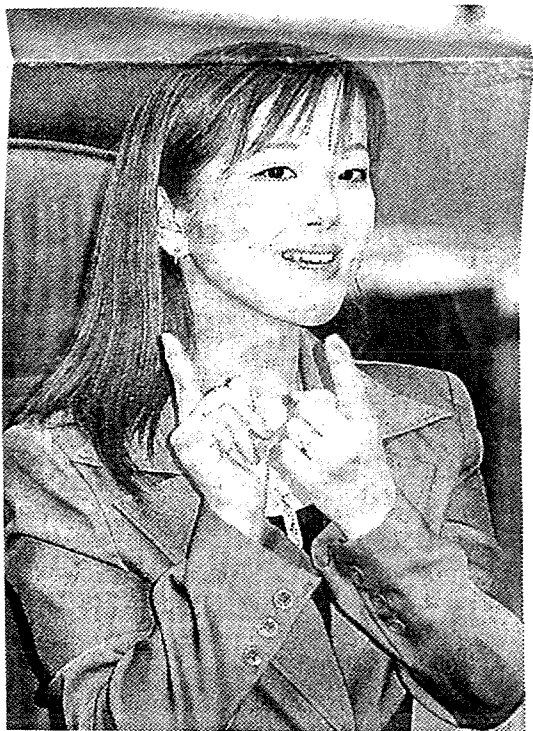
廃止で第1号

していた条項が薬剤師法の改正で廃止された後、免許取得の第一号。

早瀬さんは「『聞こえない薬剤師』ではなく一人の人間として、聞こえないことを個性としていろいろなことに挑戦していきたい」と話していた。



坂口厚労相(右)から薬剤師免許を交付された早瀬久美さん(左)17日午前、厚労省



この人

資格を身につけた。いうこの規定がある関係法改正の大きな流れをつくった。

製薬会社に就職し、今は日本薬剤師会中央薬事情報センターに出向。

耳の不自由な人などを対象に、電子メールで薬に関する相談に乗る。将来は病院で薬剤師と患者の橋渡しをしたいと思っている。

聴覚障害者として初めて
薬剤師免許を取った

早瀬 久美さん

「長い三年間だった。でも障害のある子どもたちの将来の道を広げることができ、無駄ではなかった」

薬剤師法の改正で、障害者として初めて薬剤師免許を取得した。坂口力厚生労働相から直接免許証を手渡された時「どんなことでもあきらめず挑戦していけば必ず実現する」との実感がわいてきた。

東京都内の薬科大を卒業した一九九八年春、薬剤師の国家試験に合格した。しかし「耳が聞こえない者には免許を与えない」という欠格条項に阻まれ、免許申請は厚生省に却下された。

以来「何十年も前にできた法律が今も生き続けているのはおかしい」と訴え続け、障害のある人に免許や

あきらめずに挑戦すれば 夢は必ず実現すると実感

る。

耳の聞こえない人向けの服薬指導のテキストづくりや、大学で障害者がきちんと授業を受けられるよう、と授業を受けられるよう、手話通訳の整備。後に続く人たちのため、やらなければならぬことは多い。

「いつまでも『障害者なのにすごい』と言われるのではなく、障害があっても当たり前前に自分の夢を実現できるような世の中になってほしい」

旧姓後藤。今春、大学時代に障害者団体の活動で知り合った聴覚障害の男性と結婚した。大分県出身、二十六歳。